

議員発議案第4号

被災者生活再建支援法の改正を求める意見書

近年、自然災害が激甚化、広域化、長期化している。本年も活発な梅雨前線の影響で、九州や東北などで大雨となり、各地で川の氾濫や土砂崩れが発生するなど、甚大な被害が発生している。したがって、被災された方の生活再建を支援していく制度を拡充していくことは、喫緊の課題である。

被災者生活再建支援法は、1998年5月に成立し、1999年から適用が開始され、これまで、2004年及び2007年の大幅な法改正を経て、一定の改善が図られたが、災害規模や支給対象、支給限度額などの課題が浮き彫りとなっている。被災された方の生活再建のためには、特に、住宅再建に対する手厚い支援が求められており、住民生活の安定と被災地の速やかな復興に資するよう、国によるさらなる支援及び制度の拡充が必要である。

よって国会及び政府においては、下記の事項について実現するよう強く求める。

記

- 1 被災者生活再建支援法を改正し、被災者生活再建支援金の引き上げを行うこと。
- 2 被災自治体の負担を軽減するため、被災者生活再建支援法を改正し、被災者生活再建支援法人に対する国庫補助率を引き上げること。都道府県の追加拠出に対し、過去と同等の地方財政措置を講じること。
- 3 被災者生活再建支援金の支給対象となる世帯の範囲については、半壊世帯の全ての被災者及び局地的な災害の被災者の生活再建を支援する観点から、被災した世帯の実情に応じた柔軟な対応を可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月25日

宮崎県議会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	菅義偉郎殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	武田良信殿
内閣官房長官	加藤勝信殿
内閣府特命担当大臣 (防災)	小此木八郎殿
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)	西村康稔殿